

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件名 定山溪浄水場薬品注入ポンプ整備修繕
2. 業者名 宝生産業（株）
3. 特定理由
本修繕は定山溪浄水場の PAC 注入ポンプ・ソーダ灰注入ポンプ及び活性炭注入ポンプの整備を行い機能回復と延命を図るものである。
修繕の対象機器は、日機装束が制作したものであるが、メンテナンス等については宝生産業（株）に移管しており、試運転や調整等に必要なメーカー独自の製作図やクリアランスの許容範囲等、他社に開示していないそれらのデータを保有している宝生産業（株）でなければ良否の判断及び施工調整ができない。
以上より、宝生産業（株）が本修繕を履行できる唯一の業者であるため。
4. 根拠規定 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場脱水機設備整備修繕
- 2 業 者 名 月島JFEアクアソリューション(株) 札幌支店
- 3 特定理由
本修繕の対象設備は浄水処理工程で発生するスラッジを加圧脱水処理する設備である。修繕内容は脱水機本体及び付帯設備の分解整備・機器の構成部品の交換、動作状況の確認など総合的な試験調整を行い、設備の機能回復を図るものである。
当該設備は白川浄水場専用に設計・製作したもので、機器の構造及び設備のシステム構成などの設計データを基に、部品の調達・組立、試運転調整などの作業をおこなわなければ機器の機能回復は確保できない。
上記業者は、当該設備の設計・製作を実施した業者の承継を受けた業者であり、他業者では知り得ない本修繕に係る必要なデータを所持している唯一の業者である。以上により、上記業者以外では本修繕を履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。